

農林業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県人事委員会委員長 音田昌子

奈良県人事委員会規則第二十一号

農林業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

農林業普及指導手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。